

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

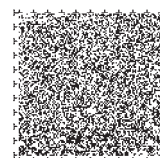
必要な支援が多様な地域の担い手により提供されるとともに、あらゆる社会的な障壁が取り除かれ、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会を構築する。

本市の障害福祉が目指すべき方向性は、障害者が、その障害に起因して抱えるすべての生きづらさの解消と、障害の有無にかかわらず自身の能力を最大限発揮して活躍し、共に支え合う共生社会の実現です。そのためには、障害者の社会活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するとともに、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、地域のあらゆる住民が、支え手・受け手に分かれるのではなく、地域・暮らし・生きがいをともに創り、高めあうことができる社会を構築していくため、様々な施策を連携して取り組んでいくことが求められています。

本市においては、平成8年度に策定した「障害者福祉推進計画」により、計画的に障害者施策の推進に取り組み、平成18年度からは「障害者計画」「障害福祉計画」として、地域での生活の継続が可能となるよう、障害者への支援の充実に努め、着実に障害福祉サービス等が進展してきました。

しかし、共生社会の実現にあたり、障害者一人ひとりに寄り添う相談体制の整備、重度若しくは特別な配慮を必要とする障害のある人へのサービス提供体制の整備、社会全体の障害者への理解の不足の解消が、喫緊の課題として顕在化しており、この課題に中長期的な視点で対応するため、平成29年4月に「全ての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、よりよい生活を求める努力ができ、その努力を、否定したり妨げたりせず、理解し手助けをすることができる共生社会を目指します。」を基本目標とした「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を策定しました。

第6次となる本計画においては、この中長期指針で示された方向性を踏まえ、その第三段階の実施計画として、必要な支援が多様な地域の担い手により提供されるとともに、あらゆる社会的な障壁が取り除かれ、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会の構築を目指します。



2 計画の視点

基本理念を実現するための施策展開に当たって、次の4つの視点を計画の視点とします。

(1) 中長期指針の基本目標の達成に向けた施策の推進と利用者本位の支援

平成29年4月に策定した「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」において示された方向性を踏まえ、同指針の第三段階の実施計画として、就労支援、発達障害者の相談体制の強化など、更に重点的に取り組むべき課題にも迅速に対応しつつ、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象に、本市の障害者施策の推進の方向及び具体的方策を示す必要があります。

また、市の各分野における施策の企画・立案、実施等の各段階において、共生社会の実現を図るという観点から、各部門がそれぞれの事業について、障害者の高齢化・重度化への対応等、将来を見据えた障害者視点に立った取り組みが必要です。

さらに、障害者の視点に立って施策を展開するためには、当事者が各種障害者施策へ参加又は参画することが重要であり、あらゆる機会を捉えて、障害者及び家族等のニーズや意見を、各種施策に反映させていくことが必要です。

(2) ライフステージの各段階での相談とサービスの一層の充実と重点化

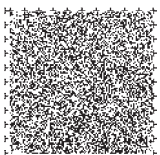
共生社会を実現するため、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が必要とするサービスの提供を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくための取り組みが必要です。併せて、いわゆるヤングケアラーを含む障害者の家族や介助者など関係者への支援体制を強化することで、より一層の充実と重点化を図ります。

さらに、障害種別等によって異なる個々のニーズを的確に把握し、障害者のライフステージの各段階を通じた総合的な支援を行う必要があります。また、支援にあたっては、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制を構築する必要があります。

(3) 誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進

障害者の社会参加が進むにつれて、私たちの社会にあるバリアが見つかり、これらの地域における障害者の自立や社会参加に係るバリアを一つひとつ無くすことで、すべての市民が自分らしく生活できる共生社会が実現できます。

令和6年4月には、障害者差別解消法の一部改正法が施行され、民間事業者にも合理的配慮が義務化されることから、あらゆる社会経済活動において障害者を取り巻く社会的障壁を解消するよう障害の有無に関わらず、共に知恵を出し合い、行動することが求められています。また、令和4年5月の障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法とする。)が施行されるなど、情報技術の発展に伴い、障害者の情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上なども強く求められています。



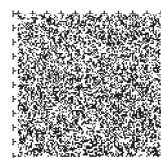
そこで、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で醸成された共生社会実現への機運を一過性のものとせず、障害についての理解等の促進や意思疎通の円滑化、施設・設備の整備といったソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化の取組みを更に進め、今までの取組みを大会のレガシーとして花開かせる必要があります。

(4) 新しい生活様式の実践

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしました。

感染症拡大防止のため、身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」が実践されるとともに、オンラインを活用した取組みが拡大しました。デジタル共生社会に向けた取組みがアクセシビリティ向上を促進する一方で、障害者があらゆる分野の活動に参加するために、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通を行うための支援が重要となります。

各種施策は、新しい生活様式の実践を念頭に取組みますが、その取組みは、障害者の視点に立ち、障害特性を理解した上で進める必要があります。



3 計画の構成

